

農業生産工程管理推進事業補助金交付事務取扱要領

平成30年6月11日付け食政第218号食の安全推進監通知
一部改正：平成30年11月14日付け食政第560号食の安全推進監通知
一部改正：平成31年4月26日付け食政第101号食の安全推進監通知
一部改正：令和2年6月18日付け食政第246号食の安全推進監通知
一部改正：令和3年5月7日付け食政第111号食の安全推進監通知
一部改正：令和4年5月30日付け食政第246号食の安全推進監通知
一部改正：令和5年5月29日付け食政第243号食の安全推進監通知
一部改正：令和6年5月20日付け食政第283号食の安全・みどりの農業推進監通知

第1 趣旨

持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第2の交付の目的に基づき実施する別表1に掲げる事業（以下「農業生産工程管理推進事業」という。）に関する事業実施計画の承認及び変更手続き並びに補助金等の交付については、交付等要綱、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長及び3畜産第1993号畜産局長通知。以下「実施要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画の承認

- 1 農業生産工程管理推進事業補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別表1の各事業ごとに定める事業実施計画書を作成し、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出する。ただし、全道、又は複数の総合振興局若しくは振興局（以下「総合振興局等」という。）の区域を対象とする広域的な事業（以下「広域的事業」という。）を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）は、知事（全道にわたり事業を行う場合に限り。）又は主たる総合振興局長若しくは振興局長（広域的事業において主に事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長をいう。以下「主たる総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ）は、1で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

第3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次に定める場合にあっては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体を変更する場合
- (3) 目標値を変更する場合
- (4) 補助対象経費の30%を超える増減、補助金額の30%を超える減又は補助金額の増となる場合

第4 助成措置

- 1 知事又は総合振興局長等は、第2により事業実施計画の承認を受けた事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ別表2の「経費」の欄に掲げるとおりとし、同表の経費欄に掲げる1及び2の事業相互間の流用をしてはならない。

第5 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が第2に準じ総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあっては、知事に対して申請を行うものとする。
 - (1) 事業計画書（農政第2号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
 - (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - (4) 事業予算書（農政第20号様式）
 - (5) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
 - (6) 別表1に定める別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第3号又は別紙様式第4号
- 2 補助事業者は1の申請書を提出するに当たり、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第6 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、補助対象経費に別表1に定める補助率等に乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

ただし、補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等に乗じた額から、消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

$$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{消費税等仕入控除税額}$$

第7 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2号様式に掲げる指令書により行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第4-1号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、第5の2の規定により納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕

入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の6月10日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告しなければなりません。

- 4 前項の(2)また書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月20日までに食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助対象事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第4-2号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。

第8 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受領した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

第9 契約等

補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、工事契約、物品調達契約、委託契約等の契約を締結する場合には、原則として一般競争入札等競争性のある方式により契約相手方を選定するものとし、経費の節減に努めるものとする。

第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する補助対象事業の変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第5の1で掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
 - (1) 別表2の「重要な変更」の欄に掲げる変更
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更などを承認するときには、別記第5-1号様式又は別記第5-2号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。

第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第6号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第12 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第7号様式の事業遂行状況報告書を添えて、知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第8号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

第13 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置を採るものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第9-1号様式	別記第9-2号様式
一部の取消し	別記第9-3号様式	別記第9-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件の変更
別記第9-5号様式で補助事業者に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進局長と協議するものとする。

第14 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第6のただし書により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った補助事業者の概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第10-1号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第10-2号様式により概算払いをしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第15 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助対象事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第7号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第16 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めるときには、別記第11-1号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第11-2号様式で補助事業者に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第11-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。
次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第9-1号様式	別記第9-2号様式
一部の取消し	別記第9-3号様式	別記第9-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第17 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。
 - (1) 事業実績書（農政第2号様式）
 - (2) 補助金等精算書（農政第29号様式）
 - (3) 事業精算書（農政第31号様式）
 - (4) 別表1に定める別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第3号又は別紙様式第4号
- 2 第12の1により補助事業等執行遅延（不能）報告書の提出があり、年度内に補助対象事業が完了しないときあつては、道の会計年度が終了した場合における実績報告書に別記第12号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助対象事業に要した経費のうち、別表2に掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額（以下「補助基本額」という。）に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第19 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第13-1号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第13-2号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、規則第15条に定める補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記13-3号様式の補助金交付状況報告書に第18により提出を受けた補助事業等実績報告書等の副本1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第20 帳簿及び書類の備付け

補助事業者は、交付等要綱第25及び規則第22条の規定により、次の帳簿及び書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、保存しなければならないものとする。

- (1) 法令等の許認可に関する書類
- (2) 補助申請及び補助金交付に関する書類
- (3) 契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類及び入札関係書類、請負契約書、実施設計書、出来高設計書、履行証明書等の工事施工関係書類
- (4) 受益者の負担に関する書類
- (5) 会計に関する書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第21 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記第14号様式の財産処分承認申請書をあらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 1の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は原価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15号。以下「大蔵省」という。）で定める耐用年数（大蔵省に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過

した場合及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資本の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではない。

- 3 知事（総合振興局長（振興局長））は、1の申請について、承認をする場合は別記第15-1号様式、不承認の場合は別記第15-2号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 4 総合振興局長（振興局長）は、3の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第22 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第13及び第16の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第9-1号様式	別記第9-2号様式
一部の取消し	別記第9-3号様式	額の確定前 別記第11-4号様式 額の確定後 別記第9-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

第23 特例措置

交付指令前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助対象事業の着手は、原則として、第7に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、交付決定前着手届（別記第16号様式）をあらかじめ、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、食の安全・みどりの農業推進監に報告するものとする。

第24 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

附則（平成30年6月11日付け食政第218号）

- 1 この要領は、平成30年6月11日から施行する。

附則（平成30年11月14日付け食政第560号）

- 1 この要領は、平成30年11月14日から施行する。

附則（平成31年4月26日付け食政第101号）

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。

附則（令和2年6月18日付け食政第246号）

- 1 この要領は、令和2年6月18日から施行する。

附則（令和3年5月7日付け食政第111号）

- 1 この要領は、令和3年5月7日から施行する。

附則（令和4年5月30日付け食政第246号）

- 1 この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附則（令和5年5月29日付け食政第243号）

- 1 この要領は、令和5年5月29日から施行する。

附則（令和6年5月20日付け食政第283号）

- 1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

別表1（第1、第2、第5、第6、第17関係）

事業内容	事業実施主体	採択基準	実施計画（実績）書	補助率
<p>1 G A P指導活動支援事業 この事業は、農業者による国際水準G A Pの実施及び認証取得の拡大を推進するために必要な次の取組を実施するものとする。</p> <p>(1) G A P指導活動の推進に係る取組 事業実施主体が、認証取得可能な水準における農業者のG A P実践を拡大するため、G A P指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する次の取組を行う。</p> <p>(ア) 取組事項 a 指導員による指導活動 b 指導体制検討会の開催 c 指導情報端末の導入 d その他農業者のG A Pの実施に関する指導に高い効果が期待される取組</p> <p>(イ) 支援内容等 本事業の支援内容等は、別紙1のとおりとする。</p>	<p>農業協同組合連合会</p>	<p>農業者による国際水準G A Pの実施及び認証取得の拡大を推進するため、G A P指導農業者数に関する具体的な目標値を定め、その推進を図ること。</p>	<p>別紙様式第1号</p>	<p>定額</p>
<p>2 G A P認証取得拡大支援事業 この事業は、国際G A Pの認証取得のために必要な次の取組を実施するものとする。</p> <p>(1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組 ア 取組事項 農業教育機関が認証等の取得に要する経費を支援する。 イ 支援内容等 本事業の支援内容等は、別紙2-1のとおりとする。</p> <p>(2) 地域のモデルとなる農業者等における認証取得等に係る取組 大阪・関西万博への農産物の供給を目指す農業者等のG A P認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等が新規にG A P認証を取得するに当たって必要となる次の取組に要する費用を支援する。ただし、(ア)のaの取組は必須とする。</p> <p>(ア) 取組事項 a 地域のモデルとなる農業者等が認証の取得に要する経費を支援する。 b 認証の取得に必要な研修指導の受講に要する経費を支援する。 c 認証の取得に必要な環境整備に要する経費を支援する。</p> <p>(イ) 支援内容等 本事業の支援内容等は、別紙2-2のとおりとする。</p>	<p>(1) 農業の専門学科を有する教育機関</p> <p>(2) 農業者 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）</p>	<p>農業者等による国際水準G A Pの実施及び認証取得の拡大を推進するため、G A P認証取得に関する具体的な目標値を定め、その推進を図ること。</p>	<p>(1) 別紙様式第2-1号 (2) 別紙様式第2-2号（個別認証用） (2)別紙様式第2-3号（団体認証用）</p>	<p>定額（ただし、(2)の上限度については別紙2-2のⅡのとおり）</p>

	<p>農業協同組合 その他の農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。) その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>			
<p>3 畜産GAP指導活動支援事業 この事業は、畜産GAPの認証取得を推進するために必要な次の取組を実施するものとする。 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組 ア 取組事項 畜産GAP指導員が農業者等に対する指導に直接必要な、ICTを活用して畜産GAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受信するシステムの導入を支援する。 イ 支援内容等 本事業の支援内容等は、別紙3のとおりとする。</p>	<p>畜産を営む者 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3章に定める農事組合法人をいう。) 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。) 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。) 株式会社又は持分会社であって農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>農業者による畜産GAPの実施及び認証取得の拡大を推進するため、GAP指導農業者数に関する具体的な目標値を定め、その推進を図ること。</p>	別紙様式第3号	定額
<p>4 畜産GAP認証取得拡大支援事業 この事業は、畜産GAPの認証取得のために必要な次の取組を実施するものとする。 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組 ア 取組事項</p>	<p>畜産を営む者 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3章に定める農事組合法人をいう。)</p>	<p>農業者による畜産GAPの実施及び認証取得の拡大を推進するた</p>	別紙様式第4-1号(個別認証用)	定額(ただし、(1)の上限額については別紙4のIIのとおり)

<p>イ 農業者等の支援対象者が認証等の取得に要する経費を支援する。 支援内容等 本事業の支援内容等は、別紙4のとおりとする。</p>	<p>農事組合法人以外の農地所有 適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの 農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>め、畜産GAP 認証取得に関する具体的な目標値を定め、その推進を図ること。</p>	<p>別紙様式第4-2号（ 団体認証用）</p>	<p>り）</p>
---	---	--	------------------------------	-----------

別表2（第4、第10、第18関係）

事業名	経費	重要な変更	
		経費の増減	事業の内容の変更
農業生産工程管理推進事業	1 GAP指導活動支援事業 国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1) GAP指導活動の推進に係る取組	1 補助対象経費の30%を超える増減 2 補助金額の30%を超える減又は補助金額の増	1 事業実施主体の変更 2 費目の新設又は廃止
	2 GAP認証取得拡大支援事業 国際水準GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組 (2) 地域のモデルとなる農業者等における認証取得等に係る取組		
	3 畜産GAP指導活動支援事業 畜産GAPの推進のための取組に要する経費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組		
	4 畜産GAP認証取得拡大支援事業 畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組		

別紙 1

別表 1 の 1 の事業メニューの支援内容等は、次のとおりとする。

(1) 支援内容

取組事項	対象経費	備考
<p>1 指導員による指導活動</p> <p>2 指導体制検討会の開催</p> <p>3 指導情報端末の導入</p> <p>4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組</p>	<p>1 講師謝金 研修会等の講師謝金等</p> <p>2 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席や農業者指導に係る旅費、国際水準GAPガイドライン研修等の受講に係る旅費等</p> <p>3 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等</p> <p>4 通信・運搬費 指導に必要なICT端末の通信料(本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。)や、研修会等資料の発送費等</p> <p>5 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等</p> <p>6 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等</p> <p>7 借上費 指導に必要なICT端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等(端末の購入費用を除く。)</p> <p>8 資料購入費 指導参考図書の購入等</p> <p>9 情報発信費 研修会等のPR資材、広告等</p> <p>10 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代(委員旅費に該当する場合を除く。)</p> <p>11 備品費 GAPの指導活動に直接必要な備品等(リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。)</p>	<p>指導活動とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導(GAP認証取得の有無は問わない。)をいう</p>

別紙 2 - 1

I 別表 1 の 2 の (1) 事業メニューの支援内容等は、次のとおりとする。

(1) 支援内容

取組事項	対象経費	備考
1 認証審査	<ul style="list-style-type: none"> 認証取得推進費 認証審査に要する費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> GAP 認証審査に要する費用に限る。（(4)のオに掲げる費用は支援対象としない。）

(2) 支援対象者の要件

農業の専門学科を有する教育機関（高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関。）

(3) GAP 認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP 認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満かつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入れ替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、知事がこれを承認していること。

(4) 留意事項

ア 支援対象となるGAP 認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

イ 支援対象とするGAP 認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものにとり選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP 認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP 認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度における認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下「農業教育機関費用相当分」という。）に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ 取組の実施にあたっては、支援対象者はあらかじめ見積書を取得するものとする。

エ 認証審査の受審にあたっては、GAP 認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとし、地域への波及の観点から、当該審査の受審を公開しなければならない。

また、原則として、農業改良普及センターの普及指導員が立ち会うものとする。

オ 審査を受審できる環境を整備するための費用、審査で是正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付随しない費用は、支援対象としない。

カ 支援は、キに掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等により金額が明確であるもの限り対象とし、当該資料を保管しておくこと。

ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合において、後日、請求書等を入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することが

できる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等を入手次第、支援額の突合を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納するものとする。

キ イのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる資料とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に、オに掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、イのまた書きによる支援はできないものとする。

- a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合
 - b 団体認証費用総額にオに掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合
 - c 団体認証費用総額に、オに掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合
 - d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合
- ク 支援対象者は、取り組み内容がGAP認証を取得することであり、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長及び3畜産第1993号畜産局長通知。）別紙様式4-2号の提出を省略することができるが、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを理解することとする。

主な環境法令の遵守

- 「適正な施肥」
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- 「適正な防除」
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- 「エネルギーの節減」
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- 「悪臭及び害虫の発生防止」
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- 「生物多様性への悪影響の防止」
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 「環境関係法令の遵守等」
 - ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
 - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
 - ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

別紙 2 - 2

I 別表 1 の 2 の (2) 事業メニューの支援内容等は、次のとおりとする。

(1) 支援内容

取組事項	対象経費	備考
1 認証審査 2 研修指導の受講 3 認証取得に係る 環境整備	・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用（審査員旅費等を含む。）、 研修指導に要する費用（講師旅費を含む。）、I C Tシステムに係る初期設定費及び利用費用、分 析費用（残留農薬、水質、土壌等）、設備や資材 の導入及び改修に要する費用	

(2) 補助額の上限額

支援対象団体に対する支援の上限額は、「II GAP認証取得に係る支援額の上限設定について」のとおりとする。

(3) 支援対象者の要件

支援対象者は別記様式第 2 - 2 号により目標とする大阪・関西万博への GAP 認証農産物の供給量を総合振興局長等又は知事へ報告し、事業実施年度の翌年度 2 月末までに、取組の結果を総合振興局長等又は知事に報告することとする。ただし、最終的に契約等の関係で、支援対象者が大阪・関西万博に GAP 認証農産物を供給できなかった場合、補助金の返還は求めないものとする。

なお、期限までに報告がない場合、支援対象団体は支援を受けた額を返還するものとする。

(4) 留意事項

ア 支援対象となる GAP 認証は、GLOBAL G. A. P.、AS I A G A P 及び J G A P とする。

イ 農業者等が、アに掲げる GAP 認証のいずれかを既に取得している場合であって、認証取得済みのカテゴリーと別のカテゴリーで認証を取得しようとするときは、支援の対象とする。一方で、農業者等が認証取得済みの品目とは異なる品目で新たに認証を取得しようとする場合でも、当該品目が認証取得済みのカテゴリーと同じカテゴリーに該当する場合は、支援対象としない。

また、農業者等の団体が GAP 認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たに GAP 認証を取得し、構成経営体数を拡大する場合にあっては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ I の (1) の取組事項の実施に当たっては、複数の業者から見積書を取得し、交付金の有効活用等の観点から比較検討を行うとともに、取組に要する経費を明らかにすることとする。なお、可能な限り、I の (1) の取組事項のうち認証審査に係る見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させ、I の (1) の取組事項のうち研修指導の受講の取組に係る見積書は、研修指導に要する見込日数及び現地指導に要する旅費（概算）を記載させることとする。

エ 認証審査の受審に当たっては、原則として、農業改良普及センターの普及指導員又は農業協同組合の営農指導員が立ち会うものとする。

オ 総合振興局長等は I の (3) に基づき支援対象者から報告のあった別紙様式第 2 - 2 号を速やかに食の安全・みどりの農業推進監に提出するものとする。

カ 支援対象者は、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への加入に努めるものとする。（支援対象者がこれらの保険への加入資格を有しない場合を除く。）

キ 支援対象者は、取り組み内容が GAP 認証を取得することであり、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農産局長及び 3 畜産第 1993 号畜産局長通知。）別紙様式 4 - 2 号の提出を省略することができるが、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを

理解することとする。

<p>主な環境法令の遵守</p> <p>「適正な施肥」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号） ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号） ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号） <p>「適正な防除」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬取締法（昭和23年法律第82号） ・植物防疫法（昭和25年法律第151号） <p>「エネルギーの節減」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号） <p>「悪臭及び害虫の発生防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） <p>「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号） <p>「生物多様性への悪影響の防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号） ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号） ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） <p>「環境関係法令の遵守等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号） ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

(5) 支援対象者の選定方法

支援対象者は、次の考え方により選定するものとする。

また、支援を希望する全ての農業者等を採択することができない場合は、農業者の認証取得コストの削減に資する団体認証を最優先とする他、次の考え方をより多く満たす農業者等を支援対象者として選定することとする。

項目	考え方
団体の規模	地域でのGAPの取組拡大につながることを期待される団体の構成員や構成員における栽培面積の合計が大きい支援対象者を優先する。
大阪・関西万博への供給可能性	大阪・関西万博の農産物のサプライヤーと契約を締結している等、大阪・関西万博への供給可能性が高い支援対象者を優先する。

II G A P 認証取得に係る支援額の上限設定について

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限をした下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円
ASIAGAP	15万円
JGAP	13万円

(注) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むものとする。

イ 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。なお、1日当たりの支援額の上限適用後における費用の合計額が支援額の上限を超える場合にあっては、支援額の上限の額とする。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	15万円
ASIAGAP	4万円	12万円
JGAP	4万円	12万円

ウ 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、ア及びイとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、(ア)及び(イ)の支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を10万円とする。

(ウ) (ア)及び(イ)の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

エ 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円とする。

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

a 支援の対象は、ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム(以下「ICTシステム」という。)の導入に伴うICTシステムの初期設定費、導入から12ヶ月以内分のICTシステム利用費及びICTシステムを使用したサービス利用費(以下「ICTシステム導入利用費」という。)とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

b 支援額の上限は、aの費用について5万円とする。

(イ) 分析・調査の実施

a 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

b 支援額の上限は、aの費用について5万円とする。

c 検体数及び検査項目(成分)数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

(ウ) 認証対応設備や資材の導入及び改修

a 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備(農薬保管庫及び仮設トイレを含む。(ウ)において同じ。)や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

b 支援額の上限は、aの費用について10万円とする。

c 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

- d 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。
- e 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×(団体の構成員数の平方根+2)
ASIAGAP	15万円×(団体の構成員数の平方根+2)
JGAP	13万円×(団体の構成員数の平方根+2)

(注1) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができるものとする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
ASIAGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数
JGAP	4万円	1日当たりの支援額の上限×受講日数

ウ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、ア及びイとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、(ア)及び(イ)の支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う農業者の移動に要する旅費は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象者は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

(ウ) (ア)及び(イ)の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

エ 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限を200万円とする。

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

a 支援の対象は、ICTシステムの導入に伴うICTシステム導入利用費とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

b 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(イ) 分析・調査の実施

a 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

b 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

c 検体数及び検査項目(成分)数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

(ウ) 認証対応設備や資材の導入及び改修

a 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備(農薬保管庫及び仮設トイレを含む。(ウ)において同じ。)や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

b 支援額の上限は、aの費用について10万円に取組経営体数を乗じて得た額(10経営体以上にあつては100万円)とする。

- c 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。
- d 改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。
- e 支援対象者は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

オ Iの(4)のイのまた書きにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあつては、(2)のアで「団体の構成員数」及び(2)のエ中で「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別紙3

別表1の3の(1)の事業メニューの支援内容等は、次のとおりとする。

(1) 支援内容

取組事項	対象経費	備考
1 畜産GAPの認証取得の推進	1 借上費 ICTシステム導入のための初期設定料、ICTシステム利用料、ICTシステム機器のリース費用	畜産GAP指導員が農業者等に対する指導に直接必要な場合に限る。また、畜産GAPの認証取得を目指す取組に関する費用に限る。

(2) 支援対象者の要件

配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。ただし、農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）が支援対象者となる場合、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等による配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者は、この限りではない。

(3) 留意事項

事業実施に要する経費のうち、消費税額は補助の対象としない。

このため、要領第5の2の前段、第6のただし書き、第7の3及び4の規定は該当事項とならない。

別紙4

I 別表1の4の事業メニューの支援内容等は、次のとおりとする。

(1) 支援内容

取組事項	対象経費	備考
1 認証審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等を含む。）及び現地指導に要する経費（外部コンサルタントに対する旅費及び賃金） 	

(2) 補助額の上限額

支援対象者に対する支援の上限額は、「II GAP認証取得に係る支援額の上限設定について」のとおりとする。

(3) 支援対象者の要件

次のアからエまでのすべてを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

(ア) 畜産を営む者

(イ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(ウ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(エ) 農業協同組合

(オ) (ア)から(エ)まで以外の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(カ) 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

(キ) 農業の専門学科を有する教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

(ク) その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

(ア) 畜産GAP等の我が国で取得可能なGAP認証を、更新や継続でなく新規（GAP認証を既に取得している農業者等が、他のGAP認証を追加で取得する場合を含む。農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）で取得すること。

(イ) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約すること（農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ 畜産GAP等を重点的に取得すべき地域と知事が指定した地域内において、将来団体によるGAP認証を目指す上で、パイロット的役割を担うと位置づけられた農場（農業の専門学科を有する教育機関及び団体認証を取得する農場はこの限りではない。）

エ 配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。ただし、農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）が支援対象者となる場合、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等による配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者は、この限りではない。

(4) 留意事項

- ア 事業実施に要する経費のうち、消費税額は補助の対象としない。
このため、要領第5の2の前段、第6のただし書き、第7の3及び4の規定は該当事項とならない。
- イ 取組の実施にあたっては、支援対象者はあらかじめ見積書を取得するものとする。
- ウ 認証審査の受審にあたっては、原則として、農業改良普及センターの普及指導員又は農業協同組合の営農指導員が立ち会うものとする。
- エ 助成を受けるに当たり、畜産GAP等の認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあっては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができるものとする。
- オ 設備改修資材の導入に要する費用、分析費（残留農薬、水質、土壌等）等は、支援対象としない。
- カ 現地指導に要する経費は、道が外部コンサルタントからの現地指導が必要だと判断した場合に限り、外部コンサルタントに対する旅費及び賃金を支援する。助成を受けるに当たり、外部コンサルタントとの契約書類、外部コンサルタントから指導を受けた書類等を提出すること。
- キ 支援対象者は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及び解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため、みどりのチェックシート（畜産）に記載された全ての項目について、事業実施年度に実践する旨をチェックし、当該チェックシートを提出すること。
- ク 支援対象者（Ⅰの(3)のアの(ア)及び(キ)を除く。）のうち法人が受益者となる取組の場合は、法人は従業者に対し、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。
- ケ 支援対象者は、経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への加入に努めること。

(5) 支援対象者の選定方法

支援対象者の選定にあたっては、農業者による認証取得コストの削減に資する団体認証を最優先するものとし、その他、「Ⅲ GAP認証取得拡大支援事業における支援対象者の採択基準」によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に選考するものとする。

II G A P 認証取得に係る支援額の上限設定について

1 認証審査に要する費用

支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

(1) 個別に認証を取得する場合

認証の種類	支援額の上限
1 JGAP畜産（農場HACCPとの差分審査）	60千円
2 JGAP畜産（差分審査以外）	150千円
3 GLOBALG. A. P.	450千円

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

(2) 団体に認証を取得する場合

支援対象者が複数農場により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
1 JGAP畜産 （農場HACCPとの差分審査）	60千円×（団体の構成員数の平方根+2）
2 JGAP畜産 （差分審査以外）	150千円×（団体の構成員数の平方根+2）
3 GLOBALG. A. P.	450千円×（団体の構成員数の平方根+2）

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

2 現地指導に要する経費

(1) 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP畜産（農場HACCPとの差分審査）	70千円
2 JGAP畜産（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）助成回数は農業者ごとに1回限りとする。

(2) 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP畜産 （農場HACCPとの差分審査）	70千円×（団体の構成員数の平方根+2）
2 JGAP畜産 （差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

（注1）上限額は、諸費用及び旅費を含むものとし、税抜き額とする。

（注2）助成回数は1団体ごとに1回限りとする。

（注3）団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

III G A P 認証取得拡大支援事業における支援対象者の採択基準

本事業の支援対象者選定に係る採択基準について、項目、採点基準及びポイントは次のとおりとする。

る。

項目	採点基準	ポイント
農業教育機関	農業の専門学科を有する教育機関	3ポイント
実需者からの取引要件への対応	実需者から求められる海外輸出又は国内向けの取引要件への対応 a 海外輸出向けの取引要件への対応 b 国内向けの取引要件への対応 ※ a、bともに具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を事業実施計画等に明記すること。	a 3ポイント b 1ポイント
G F P登録の有無	G F P（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトをいう。以下同じ。）のコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者	3ポイント
認証の種類	取得しようとする認証の種類 a GLOBALG. A. P. b JGAP畜産	a 3ポイント b 1ポイント
認証の新規取得	認証の新規取得 a 新規に認証を取得する者 b 既に他のG A P認証又は他のカテゴリーのG A P認証を取得している者 ※ 団体認証の場合に、1人でも新規に認証を取得する者がいれば、aとする。	a 3ポイント b 1ポイント

※ ポイントが同点の場合には、申請費用が低い申請者から優先的に採択（団体認証による申請の場合は、費用の合計額を農場数で割り算した1農場当たりの費用で比較）